

運賃改定申請に対する処理手続

1. 地方運輸局長は、上限運賃と下限運賃（上限運賃から約10%）の範囲内の運賃を自動認可運賃として設定し、公示。
2. 申請事業者は、公示後2週間以内に、当初申請額から自動認可運賃への変更申請が可能。
3. 当該変更申請を行った事業者に対しては、自動認可運賃として速やかに認可。
4. 変更申請を行わない事業者については、次のとおり当初申請を修正して認可。
 - ①申請の初乗運賃が上限運賃を上回っているとき → 上限運賃
 - ②申請の初乗運賃が自動認可運賃の範囲内にあるとき
→ 申請の初乗運賃が自動認可運賃の初乗運賃と同じ自動認可運賃

(例)

